

県南広域振興局長告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年4月6日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
奥州市	奥州市水沢区大手町一丁目1番地	衣川訪問介護事業所	奥州市衣川区古戸53番地1	平成22年3月31日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
奥州市	奥州市水沢区大手町一丁目1番地	衣川訪問入浴介護事業所	奥州市衣川区古戸53番地1	平成22年3月31日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
奥州市	奥州市水沢区大手町一丁目1番地	衣川訪問介護事業所	奥州市衣川区古戸53番地1	平成22年3月31日

4 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
奥州市	奥州市水沢区大手町一丁目1番地	衣川訪問入浴介護事業所	奥州市衣川区古戸53番地1	平成22年3月31日